

知名町農業委員会平成31年度第2回定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年年5月24日
2. 開催場所 役場会議室
3. 出席委員

1	先間 秀明	11	森 由美子
2	田尻 博樹	12	川内 清弘
3	東 正亮	13	元榮 章裕
5	永吉 雄子	14	幸山 利忠
6	川畑 伸之	15	林 茂
7	福田 則明	16	芦村 利広
8	池沢 清良	17	三原 利昭
9	市來 真吾	18	
10	榮 米子	計	16名

4. 欠席委員
18番 中瀬 秀治
5. 事務局職員
係長 田中 雅俊
6. 議事日程

(1) 議案について

1. 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
2. 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について
3. 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
4. 議案第7号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について
5. 議案第8号 非農地証明願いの審議について

付 議 事 項

事務局 お疲れ様です。第2回農業委員会定例総会を開催します。
本日は、中瀬委員から欠席の連絡がありました。
それでは総会の方、初めていきたいと思います。

議長 それでは、会務報告をします。
5月13日 振興計画審議会がありました。それと農業者年金受給者会役員会、総会の準備打合せ、
5月17日 市町村農業委員会会長・事務局長会議が鹿児島でありました。
会務報告は以上です。
これより議題事項に入ります。
日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
議事録署名委員ですが、2番田尻さん、3番東さんを指名いたします。
尚、本日の会議書記は、事務局 田中氏を指名します。
以上で、日程第1を終わります。
それでは、日程第2の議題事項に入ります。
議題事項(1) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。
1-1 余多シャ原〇〇畑3,453㎡ 被相続者〇〇さんから東京都多摩市〇〇さん、
平成30年4月2日相続、あっせん希望なしとなっております。
以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

ただ今の届出について事務局より説明がございましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

(なし)

議長 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明いたします。
1番 鹿児島市〇〇さんより国頭〇〇さん余多川切〇〇畑5,246㎡を含む計2筆6,724㎡
設定期間が平成28年5月1日から平成31年4月30日迄について、引き渡し日平成31年4月30日
合意解約をした日令和元年5月13日です。

議長 はい。ただ今の事務局の説明について何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局お願いします。

事務局 3条の許可申請が、今回は売買1件、贈与2件出ております。以上です。

議長 はい。それでは順番に1番から地区担当委員の説明をお願いいたします。

14番委員 はい。譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さんは、親戚になります。譲受人〇〇さんは〇〇で働いて
ずっとサトウキビを作っていてトラクター等も全部持っています。現地の畑2筆を見て来たんですが
バレイショを掘ったあとに草が生えていたんですが、耕運してからサトウキビを植えるということ
でしたので問題ないと思いますのでご審議お願いします。

議長 次、2番お願いします。

10番委員 はい。譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さんは、ふたいところになります。遺言書どおりの贈与で
ありまして、畑は現在知人の方がやっていてサトウキビが植えられています。譲受人は果樹を
中心にやっていて機械はなく、軽トラックだけです。ご審議よろしくをお願いします。

議長 次、3番お願いします。

8番委員 はい。譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さんは、いどこにあたります。畑を確認したところ、1番
亀権当は、ハウスが8棟建っていました。作物はユリの切り花と空いている所にサトイモやユリの
球根が植えてありました。2番下座の方は、耕作放棄地化しておりまして、木が多少生い
茂っており、本人に確認したところ今年中に伐採して耕作、サトウキビを植えたいということでした。
譲受人は認定農家で、ユリの切り花、サトウキビ、サトイモを作っております。機械等は全て
揃ってますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。
ただ今の3件について、何かご質問ございますでしょうか。

事務局 2番について、補足説明させてください。
今回遺贈というのが始めて出てきたんで、いろいろ調べました。
この畑に関して、この人に譲るという遺言書を譲渡人が作成してあって、譲受人にこの畑を譲ると
いうことです。

特定遺贈と包括遺贈があって、包括遺贈というのは、相続相当者が貰うと言うことでその場合、
農地法3条の許可はいらないですけど、今回のような子供でもないということで、どうしても
農地法3条の許可がいるということで、亡くなった方の名前を遺言執行者である譲受人の名前で
出てきております。贈与ではありますけど、遺言による贈与であります。

2番委員 例えば、畑をしていない人はダメということですか。

事務局 都会にいて、島にいないで農業をしていなければ、これはできない。
例えば、譲受人が息子、娘(子供)であれば、農地法3条の許可はいらなかつたらうけど、

子や孫の相続者がいなくて。

16番委員 私達は、譲受人がしっかり農業ができるかどうかを判断すればいいのではないですか。

事務局 そうです。農地をちゃんと有効利用するのかですね。

議長 他にないでしょうか。

(なし)

議長 なければ、ただ今の議案第6号の農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員賛成ですので、許可することといたします。
次に、議案第7号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

1-1 屋者セキナハ〇〇基盤整備済み687㎡を含む計4筆9,376㎡貸人〇〇さん、新規就農による貸付で借人〇〇さん、使用貸借により令和元年6月1日から10年間です。

2-1 瀬利覚大竿〇〇基盤整備済み960㎡貸人〇〇さん、農業廃止による借人〇〇さん、賃貸借により令和元年6月1日から10年間です。

3-1 黒貫内喜名〇〇未整備4,224㎡を含む計2筆4,968㎡貸人〇〇さん、農業廃止による借人〇〇さん、賃貸借により令和元年6月1日から5年間です。

4-1 黒貫窪田〇〇基盤整備済み1,329㎡を含む計2筆2,297㎡貸人〇〇さん、農業廃止による借人〇〇さん、賃貸借により令和元年6月1日から5年間です。

5-1 黒貫奥俣〇〇未整備1,990㎡を含む計3筆6,800㎡貸人〇〇さん、農業廃止による借人〇〇さん、賃貸借令和元年6月1日から5年間です。

6-1 田皆引木俣〇〇基盤整備済み2,484㎡貸人〇〇さん、新規就農者への貸付で借人〇〇さん賃貸借令和元年6月1日から5年間です。

7-1 田皆南俣〇〇未整備2,736㎡貸人〇〇さん、新規就農者への貸付で借人〇〇さん、賃貸借令和元年6月1日から5年間です。

8-1 田皆下万当〇〇未整備3,207㎡貸人〇〇さん、農業廃止による借人〇〇さん、賃貸借令和元年6月1日から5年間です。

議長 地区担当委員からの説明を、1番屋者からお願いします。

15番委員 貸人と借人は親子です。借人が農業学校を卒業してこの春から新規就農になりました。農機具は全て親が持っていますので、審議の程よろしくお願いします。

議長 2番、瀬利覚お願いします。

17番委員 貸人借人は義兄弟です。畜産だけで経営しています。機械等は揃っています。3番、貸人と借人は知人です。借人はバレイショだけの農家です。機械も全て揃っています。4番、貸人と借人は知人です。バレイショ、実えんどうを作っています。機械も揃っています。5番、貸人と借人は親戚です。借人はサトウキビ、バレイショを経営しています。機械は揃っています。よろしくお願いします。

議長 次、6、7、8番、田皆お願いします。

9番委員 6番、貸人と借人は知人です。借人は新規就農により畑を借りてキビの株出しがあるんですがその苗でとって、スナップ、バレイショをこの畑に植える予定です。農機具等は親のものがあるので、大丈夫だと思います。

7番、貸人と借人は、借人が娘婿です。新規就農で畑はロータリー耕耘してありました。

8番、貸人と借人は知人です。畑は現在株出しがありました。農機具等も全て揃っています。審議の程よろしくお願いします。

議長 はい。ただ今1番から8番まで地区担当より説明がありました。
何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 ないですね。それでは議案第7号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員賛成ですので、許可決定といたします。
次に議案第8号 非農地証明願いの審議について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号 非農地証明願いの審議について2件出ております。
議案第8-1号 申請人下平川〇〇さんから、土地の表示が大津勘字見里〇〇1,015㎡、申出書の内容が申請地が集落の中央部に位置しており、付近には集落のかなりの住宅が建っています。申請地は公共投資の対象となった農地内や集団性のある優良農地内ではありません。となっております。資料写真からもわかるとおり、完全な山林化となっております。屋子母、大津勘の農業委員と会長が確認に行っております。

議長 特に補足説明されることはないですね。では次に。

事務局 はい。議案第8-2号 こちらは先程出ておりました、農地法第3条の許可申請の中で出ているのですが、確認をしたところ耕作放棄地ということで、この筆が農地法3条ではなくて非農地証明を出してくださいということで、司法書士さんと相談をして出させていただきました。
土地の表示が上城字前窪〇〇畑471㎡を含む計3筆3,123㎡、耕作放棄されてから20年以上が経っているということであります。この農地に関しては、平成23年でしたか、農業委員の方から耕作放棄地ということで、利用状況調査の段階では出てきてたんですけど、非農地判断がまだされてない所だということで今回、確認を再度事務局と農業委員さんとしておりますけれども、3名以上ということなので、総会前に確認をする予定でしたけれども、事務局の諸事情等ありまして動けなかったものですから、また総会前には、委員は確認をしていただきます。また、会長を伴って、再度確認に行きたいと思っております。

2番委員 入れるんですか。

局長 入れないです。
県道から見ただけです。この辺は、地図的に今の航空写真とは違って、小学校の所ですが、新しい道ができてますけど、もしかすると空けられているんじゃないかということで耕地課の方で農道担当に確認したんですけど、この場所は全然さわってなくそのままの状態、山です。とのことでした。そのあと、榮委員にも確認して頂きますが、あと2名必要なので新城の森委員と会長、事務局職員とで、再度確認に、行かせて頂きます。
総会前に確認しないといけなかったことなのに、申し訳ありませんでした。

議長 はい。それでは、ただ今の非農地の件について、何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

議長 ないようですので、第8-2号については、早急に確認するということで、議案第8号について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。
全員賛成ということですので、案どおり決定いたします。
以上で、議題事項は終わります。
次に、その他について。

局長 次回の定例総会について、6月25日午後1時30分からとなっておりますけど、2ヶ月に1回研修会をするということで、6月研修会にしますか、それとも農林課と併せて7月の人・農地プランの研修会ということでした方がいいですか。

16番委員 一緒にした方が私はいいですが。

局長 7月でいいですか。準備の都合上、私達も有難いです。

議長 その代わり、時間は長くなりますね。

局長 はい。時間は長くなります。

では、6月は研修会をしないで、7月に人・農地プランの農林課の検討会と併せて研修会を時間を多めに取ってするということで皆さん、よろしくをお願いします。

議長 他にないでしょうか。

8番委員 アンケート用紙ですが、あまり変わってないようですが兼業農家はどこに書くのですか。

議長 前の様式は裏にあったんですけど。

局長 前の様式は農業振興地域の全体見直しの時に兼業農家の情報が必要でしてもらってたんですけど、今回一番欲しいのが今後、10年後に農地をどうしたいか、ということを知りたいので

8番委員 農業をしている部分だけ書けばいい。

局長 そうですね。

農家台帳を準備してますので、ない方は農家台帳と一緒に持って行くと、一筆一筆確認をすることができ、この畑をどうしたいか、売りたいのか、貸したいのか、そういう話を聞いて欲しいです。

8番委員 その情報を裏にでも書いておけばいいということですね。

局長 農家台帳にもメモした上でアンケートと一緒に出してもらえると整理し易いです。まとめてではなく都度都度提出して頂ければ整理ができます。

3番委員 地図をつけてもらえると助かるんですけど。

議長 地図も頼んだら準備してくれるのかな。

3番委員 結局、農家がわからない方がいると思うので

局長 昨年の利用状況調査した時のものを持って行ってもらう

農家台帳は、上平川、瀬利覚・小米と作ったんですけど、新城はなかったですね。芦清良はありますね。

16番委員 いない。更新されていないでしょ。

局長 ある程度してます。

16番委員 更新されているんだったら準備してください。

局長 黒貫と芦清良

議長 他にないでしょうか。

8番委員 農地基本台帳ですが、毎年更新したけど年末とかに農家に配ってたけど、もらえる予定はないのですか。

局長 前は台帳配ってましたね。

8番委員 毎年ではなくても2年に1回位でも

議長 7、8年前位に全農家に配ってある、あれは農業委員会で配ったんですか。

局長 フォルダーを作って、平成25年度までは配っていた記憶ありますね。

議長 アンケートで回っていたら、たまに聞かれますね、台帳がないとか。

8番委員 聞かれます。
なくしてしまっても、欲しい方は個別にもらえるでしょ。

局長 はい。バインダー付きで。
以前は、8.1調査で8月で調査が終わってチェックし、12月頃まで掛かって処理を行い2月位に
してましたが、それでは、してもらいますね。

8番委員 前にお願ひした、利用権設定の契約書の件ですが。

局長 今年度4月からしますので、すみません。

議長 他にないでしょうか。
ないようですので、これをもちまして5月の定例総会を終わります。
ご苦労様でした。